

保険外併用療養費制度について

平成18年の法改正により創設
(特定療養費制度から範囲拡大)

中医協 総一2参考3
2 9 . 7 . 5

○ 保険診療との併用が認められている療養

- ① 評価療養
 - ② 患者申出療養
 - ③ 選定療養 ——> 保険導入を前提としないもの
- 保険導入のための評価を行うもの



保険外併用療養費として
医療保険で給付

患者から料金徴収可
(自由料金)

※ 保険外併用療養費においては、患者から
料金徴収する際の要件(料金の掲示等)を
明確に定めている。

○ 評価療養

- ・ 先進医療(先進A:40技術、先進B:60技術 平成28年6月時点)
- ・ 医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療
- ・ 薬事法承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、
再生医療等製品の使用
- ・ 薬価基準収載医薬品の適応外使用

(用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの)

- ・ 保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用
- (使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの)

○ 患者申出療養

○ 選定療養

- ・ 特別の療養環境(差額ベッド)
- ・ 歯科の金合金等
- ・ 金属床総義歯
- ・ 予約診療
- ・ 時間外診療
- ・ 大病院の初診
- ・ 大病院の再診
- ・ 小児う蝕の指導管理
- ・ 180日以上の入院
- ・ 制限回数を超える医療行為